

議案第 103 号

松阪市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理について

松阪市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例

(松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(松阪市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 松阪市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「範囲で」を「期間、その発令の日に受ける」に、「あつては」を「ついては」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(松阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 3 条 松阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 300 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 4 条 松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に、「同法第 28 条の 5 第 1 項」を「同法第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条、第 4 条第 2 項及び第 12 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(松阪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 松阪市職員の育児休業等に関する条例（平成17年松阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
第10条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
第17条の表第5条の3第1項の項を削り、同表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第12条第4項の項を削る。

第20条の表第10条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第12条第4項の項を削り、同表第20条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成17年松阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 松阪市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条第1号中「（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 松阪市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（松阪市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 松阪市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年松阪市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、同条第4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年松阪市条例第285号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項の」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に」に改め、同条第4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(松阪市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 松阪市職員の再任用に関する条例（平成17年松阪市条例第37号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例第4条の規定による改正後の松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

- 3 この条例第6条の規定による改正後の松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には、適用しない。

(松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 4 この条例第5条の規定による改正後の松阪市育児休業等に関する条例における育児短時間勤務職員等に対する松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年松阪市条例第○号）附則第3項の規定の適用については、同項中「

とする」とあるのは「勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定が適用される短時間勤務職員に関する読替え）

- 5 この条例第5条の規定による改正後の松阪市育児休業等に関する条例における短時間勤務職員に対する松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年松阪市条例第○号）附則第3項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは「勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。